

長野県報

3月11日(月)
平成14年
第1335号

目次

規則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………22

告示

長野県個人情報保護条例に基づく個人情報ファイル…………… 239

個別的労使紛争に係るあっせんに関する要綱…………… 263

道路の区域変更…………… 265

道路の供用開始…………… 268

公告

調理師試験…………… 188

製菓衛生師試験…………… 189

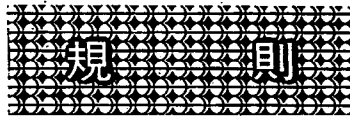
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書の縦覧(2件)…………… 191

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧
(2件)…………… 193

県営土地改良事業の変更計画の決定を公示する旨の通知…………… 196

換地計画に基づく換地処分…………… 197

都市計画の図書の縦覧(3件)…………… 197



長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月11日

長野県公安委員会委員長 塚田和男

○長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第16号を同項第17号とし、同項第6号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 規則及び令達の案の審査に関すること。

第8条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 厚生課に、警察職員の保健衛生に関する事務をつかさどらせるため、健康管理室を付置する。

第9条第1項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

別表第1の警務部の項中「装備第一係 装備第二係」を「装備係」に、「管財第一係 管財第二係」を「管財係」に、「共済係 健康管理係」を「共済係」に改め、同表の交通部の項中「規制第一係 規制第二係 安全施設第一係 安全施設第二係」を「規制係 安全施設係」に改め、同表の警備部の項中「実施第二係 実施第三係」を「実施第二係」に改める。

別表第2の1の長野市和田交番の項中「南高田1丁目及び2丁目 大字東和田」を「大字東和田」に改め、同1の長野市大豆島交番の項中「大字高田の一部 大字風間」を「南高田1丁目及び2丁目 大字高田の一部 大字風間 松岡一丁目及び二丁目」に改め、同表の8の丸子町北部警察官駐在所の項中「大字塩川」を「大字塩川 大字本海

野」に改め、同表の15の岡谷市長地交番の項中

岡谷市長地

を

「岡谷市長地小萩三丁目」に、「下浜 西堀 今井 上の原団地 小井川」を「長地出早一丁目から三丁目まで 長地小萩一丁目から三丁目まで 長地梨久保一丁目及び二丁目 長地鎮一丁目及び二丁目 長地源一丁目及び二丁目 長地片間町一丁目及び二丁目 長地柴宮一丁目から三丁目まで 長地御所一丁目及び二丁目 長地権現町一丁目から四丁目まで 今井」に改める。

別表第4の課等の項中 「調査官」を「理事官」に、

「

出納員	警部又は吏員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第3項に規定する職務
-----	--------	-----------------------------------

」

を

「

出納員	警部又は吏員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第3項に規定する職務
現金取扱員	警部又は吏員	出納員の指定する現金の収納

」

に改め、同表の教養推進室の項中

「

室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
首席術科指導員	警部又は吏員	術科の指導及び部下職員の指揮監督
主任術科指導員	警部補又は吏員	
術科指導員	巡查部長又は吏員	術科の指導

」

を

「

室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
----	----	------------------

」

に改め、同表の会計課の項中

「

会計指導員	吏員	会計事務の指導及び監査
現金取扱員	警部又は吏員	出納員の指定する現金の収納

」

を

会計指導員	吏員	会計事務の指導及び監査
-------	----	-------------

に改め、同表中

厚生課	保健技幹	吏員	保健指導
	主任保健婦		
	保健婦		

を

健康管理室	室長	警視又は吏員	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
	保健技幹	吏員	保健指導
	主任保健師		
	保健師		

に改め、同表の学校の項中

師範	吏員	学生の術科教養及び術科訓練並びに部下職員の指揮監督
----	----	---------------------------

を

首席術科指導員	警部又は吏員	術科の指導及び部下職員の指揮監督
主任術科指導員	警部補又は吏員	
術科指導員	巡査部長又は吏員	術科の指導

に、「第74条の2

第1項」を「第74条の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成14年3月13日から施行する。ただし、第5条及び第9条の改正規定、別表第1の改正規定（警務部の項中「共済係 健康管理係」を「共済係」に改める部分を除く。）並びに別表第4の改正規定（教養推進室の項及び学校の項を改める部分に限る。）は、平成14年3月31日から施行する。

警 務 課